

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、天理市、高取町、上牧町及び黒滝村における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告します。

令和七年四月二十五日

奈良県知事 山下 真

一 調査を行った者の名称

天理市

高取町

上牧町

黒滝村

二 調査を行った期間

天理市 平成二十三年四月一日から令和六年三月七日まで

高取町 令和三年四月一日から令和六年二月二十八日まで

上牧町 令和元年四月一日から令和五年九月二十二日まで

黒滝村 平成二十六年四月一日から平成二十八年三月二十日まで

三 成果の名称

天理市山田町の一部の地籍図及び地籍簿

高取町丹生谷③の地籍図及び地籍簿

上牧町片岡台三丁目の地籍図及び地籍簿

上牧町片岡台二丁目の地籍図及び地籍簿

黒滝村大字赤滝の一部の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

天理市山田町の一部の地域

高市郡高取町大字丹生谷の地域

北葛城郡上牧町片岡台二丁目及び三丁目の地域

吉野郡黒滝村大字赤滝の一部の地域

五 認証年月日

令和七年二月六日